

# 第1章 江戸川区景観計画のねらい

## 第1節 景観法と景観計画

景観法第2条の基本理念では、良好な景観とは

- ①美しく風格のある国土・潤いある豊かな生活環境に不可欠
- ②地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成
- ③地域住民の意向を踏まえ、地域の個性及び特色の伸長に資する
- ④地方公共団体、事業者及び住民による一体的な取組
- ⑤現にある良好な風景の保存だけでなく、新たに良好な景観を創出と規定されています。

本区の景観計画は、この基本理念に則り、良好な景観形成を目指します。本区の特徴は「水と緑豊かな自然環境」です。そしてコミュニティ豊かな「共育・協働・安心のまち」です。

景観計画のねらいは、区民・事業者・区が一体となって、良好な景観を更に高める「まちを元気にする計画」です。



## 第2節 策定の背景と目的

### 1 背景

本区は、水と緑豊かな自然・環境の中に、多様な歴史・文化が刻まれ、多様な人々の暮らしが営まれてきました。これらの多様性、日常の風景そのものが江戸川区の特徴「江戸川らしさ」であると考えます。景観まちづくりにおいても、この多様性を尊重し「江戸川らしさ」を伸ばしていくことが重要です。

#### 1) 自然・環境…海、川、緑、農地

海と7つの一級河川に囲まれた水と緑豊かな江戸川区。かつて、水上交通や農業用水に利用された420kmに及ぶ水路は、親水公園や緑道に生まれかわりました。

また、小松菜や花卉産業なども盛んで農地も多く残されています。公園面積は23区一を誇っており、篠崎公園や葛西臨海公園などの大規模公園、多くの街区公園などが整備されています。



一之江境川親水公園

#### 2) 歴史・文化…下町、住宅地、農業、商工業

本区にはかつて、のどかな農村風景や漁村風景が広がっていました。近年、急激な都市化により、戸建住宅の開発、マンション建設などが進みました。

一方で、今も残る下町の雰囲気、昔から続く農業、伝統工芸、工業や商業など様々な産業が営まれています。



伝統工芸である江戸風

#### 3) 暮らし…地域活動、ボランティア

年間を通じて、様々な地域で催しやイベントが行われています。

また、区内全域でボランティア活動が活発に展開され、その多様な営みがまちの風景となっています。区民の生き生きとした暮らしそのものが江戸川区の特徴です。

## 2 目的

自然・環境、歴史・文化、暮らしの積み重ねにより育まれてきた「江戸川らしさ」を更に伸ばし「まちを元気にしていこう」ということが本計画の目的です。

そしてその達成には区民・事業者・行政の協働が不可欠です。巻頭で紹介した策定体制も、最大限、区民の皆様に計画策定の段階から参画頂きたいとの願いを込めたものです。

本計画では、「区民主体の活動による景観まちづくり」と「区の顔となる景観まちづくり」を体系の2本の柱に据えています。

こうした取り組みにより「江戸川らしさ」が創造・再生・育成され「わがまちに誇りの持てる景観」・「将来に夢の持てる計画」として区民誰もが共有できる良好な景観づくりを目指します。

### 1) 区民主体の活動による景観まちづくり (P38～)

コミュニティの最も大きな単位(6事務所)ごとに、地域特性、テーマ及び方針を定めています。この単位を「大景観区」と呼びます。そして「区民主体の活動による景観まちづくり」を「小景観区」と命名し、区民の発意による個々の活動を通じて、地域の持つ豊かな多様性をさらに高める取り組みを進めていきます。

小景観区では、日々の身近な活動から、まちづくりにおけるルールづくりまで、地域の区民が主役となって、それぞれの「江戸川らしさ」を追求します。こうした小景観区の活動が区内全域に広がり、まちがこれまで以上に元気になっていきます。

### 2) 区の顔となる景観まちづくり (P66～)

本区を訪れた人々が最初に目にする空間、区の顔となる「河川や海、親水公園・緑道や公園、駅や道、農地」を景観軸・景観拠点と位置付けました。

「江戸川らしさ」を象徴するともいえるこれらの軸・拠点は、区民・事業者・区の協働により、重点的に魅力ある景観形成を進めていきます。公共施設については、区が主体となって、それぞれの特性に応じた景観整備を進めます。また、区民・事業者が主体となる沿道の土地利用においては、周辺環境との調和が不可欠です。まただれもが景観を阻害していると思う要因を無くしていくことが必要です。

そのため、軸・拠点周辺の土地利用は、届け出・協議制度を活用し、建物の高さや色彩に関する誘導を行うことで、公共空間と沿道が一体となった景観形成を進め、「江戸川らしさ」を象徴する景観を守り育てていきます。



小岩フラワーロード



景観まちづくりワークショップ  
による江戸川らしさの発見



古川親水公園で遊ぶ  
子どもたちのにぎわい



江戸川区役所前における  
ウエルカムガーデナー活動



本区の原風景といえる  
農の風景

### 第3節 計画の位置づけ

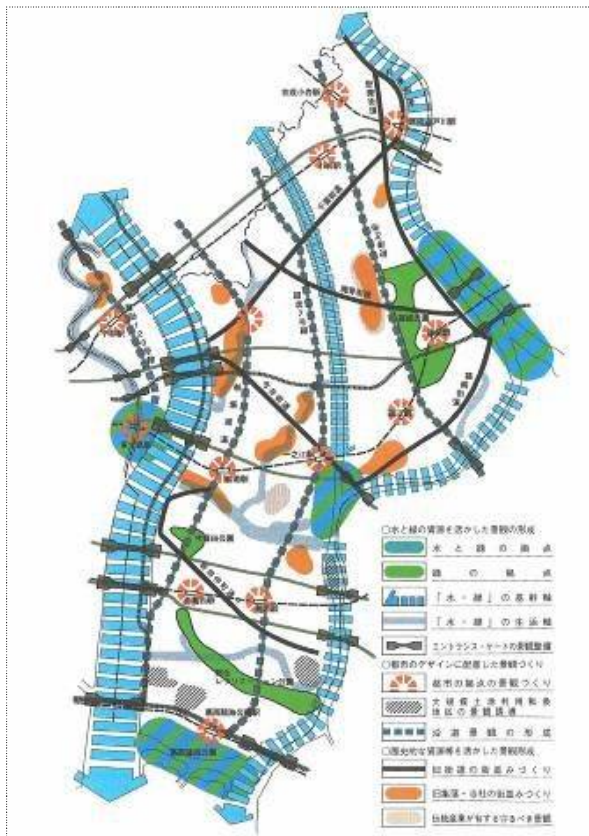
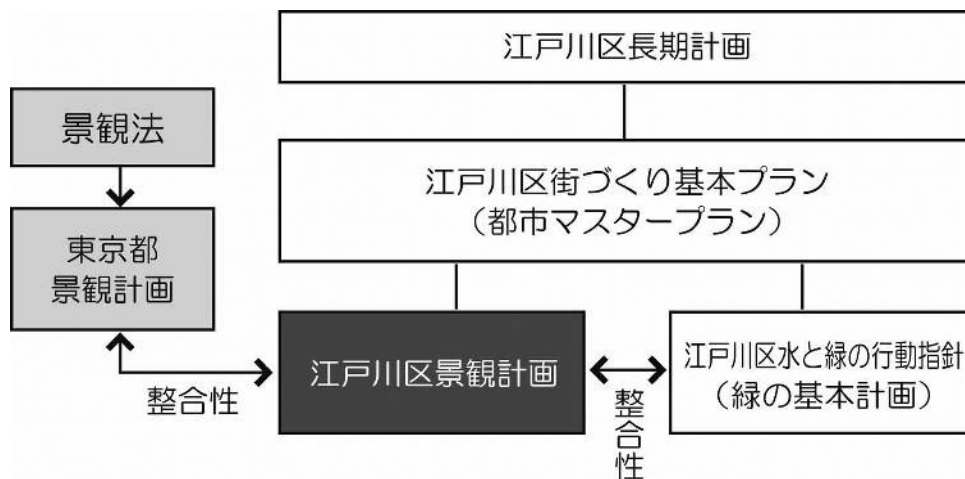
#### 1 計画の位置づけ

「江戸川区景観計画」は、景観法第8条第1項に基づき策定する計画です。

また、「江戸川区長期計画」に基づく「江戸川区街づくり基本プラン」を上位計画とし、「江戸川区水と緑の行動指針」との整合性を図っています。

さらに、景観法に基づく「東京都景観計画」との整合性も図り、本区の良い景観形成への取り組みの方向性や施策を示した総合的な計画です。

図1-1 景観計画の位置づけ

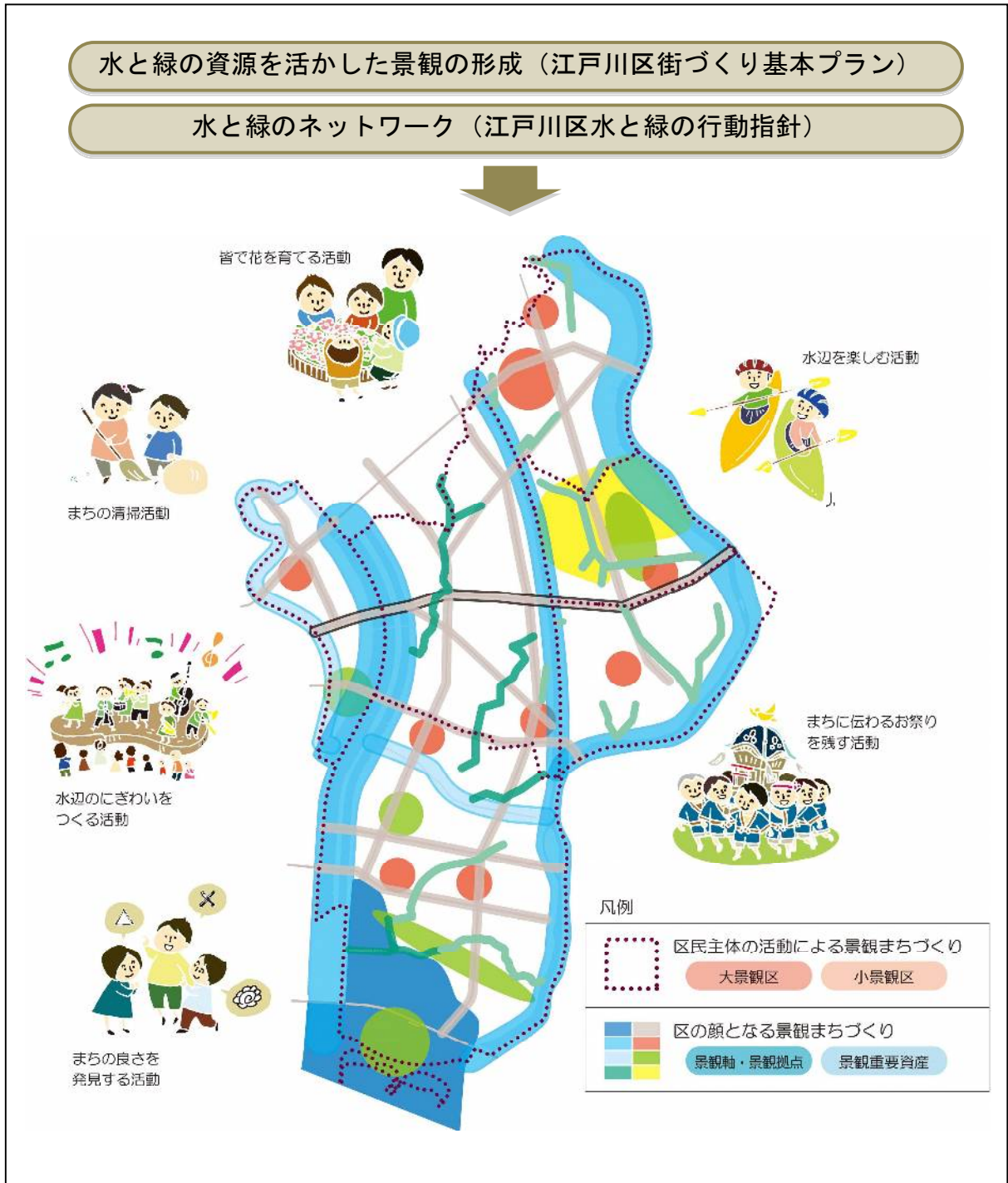


水と緑の資源を活かした景観の形成方針図  
(江戸川区街づくり基本プラン)



水と緑のネットワーク図  
(江戸川区水と緑の行動指針)

図 1-2 景観計画の位置づけと枠組み



## 2 計画の期間と見直し

本計画は、10年を目途に見直しを行います。土地利用の推移や社会状況、区民ニーズの変化をふまけるとともに、本計画の運用状況を検証した上で、関連する計画との整合性を図ります。

## 3 景観計画区域

景観計画区域は、江戸川区全域とします。